

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表
(令和7年3月公表)

特定事業主名：黒滝村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	100.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.4%
全職員	109.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	91.1%
本庁課長補佐相当職	102.8%
本庁係長相当職	104.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.8%
31～35年	103.3%
26～30年	103.6%
21～25年	126.0%
16年～20年	98.1%
11～15年	—
6～10年	91.4%
1～5年	89.2%

【説明欄】

・2(1) 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」について、該当する役職がないため記載なし。

・2(2) 勤続年数別において、11～15年は一方の性別の職員が存在しないため記載なし。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。